

# 新製品、新技術の開発等に取り組む企業の皆様へ！



平成28年度

## 埼玉県次世代新技術・新製品開発支援事業費補助金の御案内

埼玉県では、次世代産業分野への参入、オンリーワン技術の確立など、現状を打破するイノベーションに取り組もうとする中小企業の皆様に支援するため、新製品や新技術の開発に補助金を交付いたします。

### 対象者

県内に登記簿上の本店と主たる事業所を有する中小企業者、中小企業組合。  
(埼玉県内で引き続き1年以上事業を営むこと。)

ただし、みなし大企業は除く。

- ※「みなし大企業」とは、
- 1 同一の大企業で資本金の1/2以上を占めている企業
  - 2 複数の大企業で資本金の2/3以上を占めている企業
  - 3 大企業の役職員が役員総数の1/2以上を占めている企業

### 対象事業

県内の中小企業者等が、単独または他の企業や大学、研究機関等と連携して、新製品や新技術の開発等を実施する事業で、次の要件に該当するもの。

- 1 課題が明確であり、平成29年2月28日までに技術開発や試作品開発等が可能なもの
- 2 次世代産業への参入、オンリーワン技術の確立、高度な基盤技術の確立、ニッチ市場での優位性の確保のいずれかを目的としたものであること
- 3 先端産業5分野(ナノカーボン、医療イノベーション、ロボット、新エネルギー、航空・宇宙産業)に係る事業でないこと
- 4 補助事業として採択後、補助事業の情報(企業名、事業テーマ、補助金額等)の公表が可能であること
- 5 同一の事業内容で国等の他の補助金等を取得していないこと
- 6 補助事業の実施に際して、事業のほぼ全部を第三者に委託するものでないもの

### 補助対象経費

別表のとおり

補助対象経費の支出は金融機関への振込とする。

### 補助率等

補助率は補助対象経費の2分の1以内、補助上限額は1件当たり1,000万円

なお、補助金の支払は精算払とする。補助予定総額 7,000万円

- 例1: ○○についての技術開発 補助対象経費合計 2,000万円 → 補助額 最大 1,000万円  
例2: △△製品の開発 補助対象経費合計 700万円 → 補助額 最大 350万円

### 受付期間

平成28年4月1日(金)～5月9日(月) 17時まで

(土日祝日を除く 9時～12時、13時～17時)

※郵送による受付は行いません。申請先(産業支援課)へ直接御持参ください。

なお、申請の際には事前に電話連絡をくださるようお願いいたします。

※申請に必要な書類の様式は埼玉県庁(産業支援課)のホームページからダウンロードできます。(HPアドレス: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/tech-subsidy.html>)

### お問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁 本庁舎4階)  
埼玉県産業労働部 産業支援課 技術支援担当  
TEL 048-830-3777 FAX 048-830-4813

## 審査

審査を行い、その結果は平成28年6月下旬に通知する。

## 提出書類

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 事業計画書(様式指定)   | 1部  |
| (2) 事業税に係る納税証明書(直近1期分)  | 1部  |
| (3) 決算書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の明細、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書を含む)<br>(直近3期分) ※財務諸表が1年分しかない場合は、御相談ください。 | 4部  |
| (4) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(個人の場合は住民票)<br>(3か月以内のもの)   | 1部  |
| (5) 会社案内  | 12部 |

※以下の書類は、該当する方のみ提出していただきます。

- |   |    |
|---|----|
| (6) 補助事業計画を説明する資料がある場合は当該資料<br>(設計図などを含めA4用紙20枚以内)                    | 1部 |
| (7) 組合の場合は、組合員名簿、事業及び経費の分担内訳、<br>構成員への成果普及体制を明記した書類                   | 1部 |
| (8) 他の補助金を受けたことがある場合、現在申請中の他の補助金がある場合は、<br>その補助金名、補助年度、補助事業の概要を記載した書類 | 1部 |

提出した書類は、採択の可否に関わらずお返しできません。

## 事業スケジュール

(日程の目安)

募集	平成28年4月1日～5月9日
↓	
審査(書類及びプレゼンテーション審査)	平成28年5月中旬～6月中旬
↓	
審査結果通知	平成28年6月下旬
↓	
交付決定	平成28年7月上旬
↓	
補助事業実施	交付決定後～
↓	
遂行状況報告書の提出	平成28年10月
↓	
中間検査	平成28年10月～11月
↓	
補助事業終了	平成29年2月28日
↓	
実績報告書の提出	平成29年3月6日
↓	
検査・補助金額の確定	平成29年3月
↓	
補助金交付(精算払)	平成29年3月下旬～4月中旬

## 別表

補助対象経費	
経費区分	内容
原材料費	試作品等の構成部分、研究開発等の実施に直接使用し消費される原材料、消耗品の購入に要する経費 <注意事項> ① 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることとする。補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象とならない。 ② 原材料を補助対象として計上する場合は、受払簿を作成し、受払いを明確にすること。また、仕損じ品やテストピース等は保管しておくこと（保管が困難な場合には、写真撮影による代用も可）。
機械装置・工具器具費	研究開発に必要な機械装置・工具・器具類の購入、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費 <注意事項> ① 研究開発目的以外の汎用性設備は対象外とする。
産業財産権出願・導入費	開発した製品等の特許・実用新案等の出願に要する経費、特許・実用新案等を他の事業者から譲渡、実施許諾を受けた場合の経費
技術指導費	研究開発を行うに当たって、外部（専門家等）から技術指導を受ける場合に要する経費 <注意事項> ① 補助対象として計上する場合は、技術指導報告書が必要である。
構築物費	研究開発に必要な構築物の購入、建造、改良、借用、保守又は修繕に要する経費
販路開拓費	開発した製品等の販路開拓に要する経費 <注意事項> ① 交通費、宿泊費は対象外とする。
人件費	開発事業に直接関与する者の直接作業時間に対して支払う経費 <注意事項> ① 人件費に係る補助金額は、補助金額合計の1/3以内とする ② 人件費の算出方法は下記のとおりとする。 人件費単価＝給料、賞与等の年間支払金額（源泉徴収票の支払額）÷年間総労働時間（所定労働時間＋時間外・休日労働時間） 補助対象人件費＝人件費単価×直接作業時間 応募時は平成27年源泉徴収票に基づき人件費単価を算出し、見込額を計上すること。事業終了時に平成28年源泉徴収票及び直接労働時間の実績に基づき、実績額を確定する。
外注費	研究開発に必要な機械装置の設計、試料の製造、試料の分析、法定検査、調査等の外注に必要な費用
委託費	自社内で不可能な研究開発事業の一部について、外部の事業者等に委託する場合に要する経費
その他経費	上記以外で、知事が特に必要と認める経費

※ 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。

## 補助事業に係る主な注意事項

交付決定を受けても、下記の条件、制限に違反した場合には、交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めることがある。

### [1] 事業実施における義務事項

- ① 事業日誌及び経費支出状況表の作成
- ② 事業記録の整備保管（補助事業終了後5年間）
- ③ 補助対象物件の他用途使用の禁止
- ④ 補助対象物件に対する表示
- ⑤ 補助事業に係る試作品、機械装置、仕損品等の保管（補助事業終了後5年間）

※以下については、該当する場合は義務事項が発生する。

- ⑥ 消耗品の記録（補助事業終了後5年間）
- ⑦ 預り書の整備保管
- ⑧ 事業計画の変更（中止、廃止を含む）の制限
- ⑨ 財産処分の制限

### [2] 経理における義務事項

- ① 補助金流用の禁止
- ② 帳簿の記載、支出関係書類の整備保管（補助事業終了後5年間）
- ③ 補助対象経費の支出は金融機関への振込とする。例外は以下に限る。

#### 【支出方法の例外】

- ・ 公設試験研究機関での依頼試験等に係る経費を現金払した場合は、領収書を添付すること
- ・ 人件費において、給与を現金払することを慣例としている場合は、給与の支払及び受領が確認できる書類を添付すること

- ④ 補助事業物件の速やかな検収

### [3] 報告書類の提出について（いずれも様式指定）

- ① 遂行状況報告書 [提出時期：補助事業年度10月]
- ② 実績報告書 [提出時期：補助事業年度3月]
- ③ 企業化状況報告書 [提出時期：補助事業終了後5年間]

※以下の報告書類は該当する場合に提出する。

- ④ 計画変更承認申請書
- ⑤ 遅延報告書
- ⑥ 財産処分承認申請書
- ⑦ 産業財産権取得等の届出

### [4] その他注意事項

- ① 機械装置等の購入については、補助事業に係る試作開発等に限定して使用するものでないと対象とならない。
- ② 補助事業の成果の企業化、産業財産権等の譲渡又は実施権設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部を県に納付（納付額は補助金額以下）しなければならない。
- ③ 補助事業完了後の確定検査を経ないと補助金は交付できない。補助事業年度中は、自己資金で事業を遂行すること。